



大山崎町長選挙で真鍋宗平さんが当選（10月22日）

**くらし  
と  
自治**  
京都

（社）京都自治体問題研究所  
TEL・FAX (075) 241-0781  
メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp  
発行人 土居靖範

（2006年12月号のおもな内容）

- ・緊急特報 国民投票法案の阻止を……………2
- ・シリーズ 町村行政の今を考える……………4
- ・職場9条のめぐり 第一日赤……………5
- ・連載 小説書きの独白 ⑦……………6
- ・シリーズ 京都市政の今を考える……………8
- ・シリーズ 京都府政の今を考える……………9
- ・京丹後市を調査して ①……………10
- ・京都の経済を考える ④……………11
- ・案内道州制問題を考える連続講座……………12

（「住民と自治」12月号付録）

## 緊急特報

# 「壊憲」のための国民投票法案を阻止するために

弁護士 飯田 昭(自由法曹団京都支部)

### 1. 現在の動き

改憲手続きに関する法案（いわゆる国民投票法案）は、10月26日、衆議院で自民・公明の与党案と民主党案の双方の提案理由説明と質疑が行われ、実質審議入りしました。

今国会（ないし次期国会）で改憲手続法案の成立（国会法の一部改正を含む）がねらわれています。

### 2. 憲法9条を変えて「アメリカと共に戦争をする国」にする改憲を実現するためのカラクリ

国民の中には、改正のための手続法を制定すること自体は問題がないと考えている善意の声も多くあります。また、世論調査の結果でも、国民は早期制定を求めています、全体としては無関心で、まだまだ危険な内容が十分に知らされていません。

もともと、今回の国民投票法案の狙いは、9条の平和主義を含む憲法の基本原則を変えてしまうためのものです。憲法の基本原則の破壊は「壊憲」であり、憲法の改正の限界を超える「武器無きクーデター」というべき憲法蹂躪行為です。そのための手続法は憲法96条（憲法の改正）、99条（公務員の憲法尊重擁護義務）に違反するものです。

しかし、法案が既に国会に提出されている以上、この法案自体の不公正、違憲の中身を明らかにして、改正のための手続法を制定すること自体は問題がないと考えている多くの国民にこの法案自体の危険性を訴えて成立を阻止する必要があります。

### 3. 民主党案も9割は与党案と共通です

重要な相違点としては、民主党案は国政に関わる重要な問題に係わる案件についても国民投票を規定している点がありますが、この部分に自民党が妥協する可能性は皆無であり、民主党案の「18歳以上に投票権を認める」ことなどを取り込むことにより成立を図る危険があります。

### 4. 国民投票法案自体の不公正・違憲性

主権者である国民の民主的論議を権力が抑圧し、多数党が「カネ」の力で改憲世論づくりを助長・支援し、改憲に障害となるハードルを低くするものです。

法案は、国会法の改正による憲法審査会及び広報協議会の設置と国民投票制度についての仕組みの2本柱からなります。

まず、改憲のハードルを2重の仕組みで低くしています。①「有効投票の過半数」（民主党案は投票総数の過半数）、②運動期間はわずか60日～180日というものです。

次に、「広報」と国費及び「カネ」によるマスコミ宣伝での差別。即ち、①両院に議席比での広報協議会を設立し（改憲派絶対多数の構成）、②広報協議会作成の広報（改憲案のPR、解説など）の全有権者配付と各地での同協議会主催の説明会を開催し、③議席比率により新聞、ラジオ、テレビなどでの国費による無料宣伝を認める一方、④金銭での新聞、ラジオ、テレビの利用を自由に認め、「カネ」で憲法改正の世論を誘導することを認めています。

更に、国民の運動を規制して弾圧による萎縮効果を図るために、公務員（2年以下の禁固、30万円以下の罰金。民主党案にはない）や教育者の「地位利用」の国民投票運動を禁止（1年以下の禁固、30万円以下の罰金。民主党案にはない）しています。

## 5. 日弁連の与党案・民主党案に関する意見書の要旨

全ての弁護士強制加入団体である日本弁護士連合会は、本年8月22日、①個別投票の原則の徹底、②公務員・教育者に対する運動規制の全廃、③広報協議会についてラジオ、テレビ、新聞の利用については、(i)賛成意見・反対意見が公平に周知・広報されるために協議会の委員の構成も平等にするとともに、議員以外の外部委員の選任も必要であり、(ii)賛成意見・反対意見の政党等が公平・平等に利用でき、かつ政党以外の団体・市民も利用出来る工夫をすべき、③発議から投票まで少なくとも1年以上の期間を設けるべき、④少なくとも投票権者の3分の2以上の最低投票率を定めるべき、⑤改正には少なくとも投票総数の過半数必要、⑥改正に賛成するものだけが○を書く投票方法をとるべき、との意見書を提出しています。

## 6. 事実を知れば阻止できる

現在衆議院小委員会での意見聴取が行われていますが、11月2日の小委員会では、参考人から「賛否同等の放送、広告ができるようにすべきだ」などとする意見が日弁連以外にも共通して出され、両法案が規定する「広報協議会」の構成や、政党によるマスメディアでの無料意見放送・広告の枠を「所属議員数を踏まえて」としている問題に批判が相次ぎました。

憲法96条において国会の両院は「発議」をするところまでで、国民投票制度については①できるだけ広範な国民の意思が反映されること、②自由かつ十分な投票運動が保障されること、③投票結果に国民の意思が正確に反映されることを、憲法は求めているのです。

現在国会で審議されている国民投票法案の阻止は、『壊憲』のためには手段を選ばない」との立場をとらない限り、事実を知れば圧倒的多数の国民の認識が一致し、実現する課題であることに確信をもちましょう。

## 大山崎町長選挙をたたかって

大山崎町職員組合

わたし達大山崎町職員組合は、4年前の町長選挙でも「明るい民主市政の会」の真鍋宗平氏を推薦し、住民が主人公の町政実現のためにたたかってきましたが、惜しくも前回はその思いは叶いませんでした。

しかし、今回の選挙戦は4年前とは少し違いました。4月全職員対象に説明された行財政改革プランで「保育所のあり方の見直し」があげられ、平成20年度の実施とありました。「民間でできることは民間に……厳しい町財政を再建し持続可能な町財政を確立するためには内部努力を最優先し、そのため職員数、人件費の削減をする」とありました。

わたし達職員組合のほとんどが保育所で働く保育士や調理師であることや、1月から保育所のあり方を検討する「懇話会」がすでにスタートしていたこともあり、この改革プランは何としても撤回させたいという思いで5月に保護者会といっしょに「大山崎の保育を考える会」をたちあげ、行動しました。民間委託ってどうなること？という初歩の段階から、公立保育所を残すにはどう運動すればいいのかなど、保護者といっしょに学習しました。そして、確認できたことはつぎの3点でした。

\*町の赤字のしわ寄せが、どうして子どもたちにくるのか？

\*30年かかってつくりあげてきた大山崎の保育の質を落としてほしくない

\*今の保育環境が変わるのは、親も子どもも不安である

つまり、大山崎全体の子育てにかかわる問題だと共通認識をもち、「考える会」は「大山崎の保育環境の維持、継続を求める陳情書」の署名活動にとりくみました。休日に2～3人で組んで地域を回り、必死で住民に訴えました。中には厳しい声もありましたが、それ以上の暖かい励ましの声や懐かしいOBの保護者の支えを力に、改めてわたし達の積み上げてきた保育内容に確信をもち、がんばることができました。現役の保護者も子育て真っ最中の忙しい時期であるにもかかわらず、小さい子どもをかかえながら町内のスーパーの前や駅前で、のぼりをたて懸命に訴え行動してきました。

同時に、選挙戦では組合として真鍋氏の公約である「公立保育所の優れた保育を守り、子育ての町づくりをすすめます」等に賛同し推薦しました。「明るい民主市政の会」の幹事会に参加し、多くの団体の方たちといっしょに、微力ながらできることをがんばりました。そして、10月22日に投開票がおこなわれ、午後10時半頃に真鍋候補当選確定、11時の当選確定の報告に組合員みんなの鳥肌がたち、かなりの興奮状態になったのはいうまでもありません。町民の「もうこのままでは大山崎はだめになる……」「何とか町政

を変えないとあかん……」という切実な思いが、今回のこの結果だと思えます。

大山崎町職は、これからも住民が主人公の民主町政を求め、職員も働きがいと生きがいをもって仕事がすすめられる職場づくりをめざしていきます。依然として町財政の厳しさは変わりませんが、その痛みを住民も職員もいっしょになって大山崎の立て直しに力や知恵を出し合えたらと思えます。こんごともよろしくお願ひします。

最後に、こんかいの町長選挙にはあらゆる団体の皆様から大きなご支援をいただきましたことを感謝いたします。

#### 職場9条の会めぐり ④

### 交替制勤務の中で自分たちも楽しみながら輪を大きく大きく

横山 由美子(第一日赤 九条の会)

私たちは、第一日赤で働いている仲間です。私たちの職場で、九条の会が発足したのは今年の3月29日です。

憲法九条を変えられたら大変だ！！。なんとかしなければ……。

でも毎日の仕事でくたくたになり、これ以上余計なことはやりたくないなあ～と、それぞれが思っていました。

「何かしなければいけないと構えずに、自分たちも楽しみながらできることを少しづつでもいいからやってみよう」と仲間の1人の提案で集まった仲間。

皆が、「自称会員」です。(写真)

これまでにやってきたことは、平和に関する本や文献を持ち寄って朗読したり、自分のふるさとの方言で九条を朗読して、想いを語り合ったりした後、平和の歌や懐かしの文部省唱歌を歌ったりして交流を深める機会も増えています。

交替制勤務でなかなか全員が集まることができませんが、月に1回の定例会がストレス発散の場にもなっていて、楽しみとなっています。

私たちは日々患者さんの命を必死で救い、守る仕事をしています。その大切なたくさんの命が一瞬にして無惨に奪われる戦争は考えられないことです。絶対に許せないことです。この気持は、一緒に働いている仲間のだれもが共感できることだと思えます。

もっと多くの仲間に気軽に声をかけて、平和を願う輪を大きく大きくしたいと思ってい



ます。自分たちも楽しみながら……。

連載 ⑦

## 小説書きの独白 ⑦

東 義 久 (作家)

### 自治国の運営

山城国一揆がほかの土一揆などとは一線を画すると先述した。

東西両軍を上山城（南山城）から退陣させた国一揆勢は、これより山城国一揆の国一揆たるゆえんである自治国を運営して行くことになるのである。

それでは、自治国つまり山城国一揆の国持体制を運営して行くためにどんなことをしていたのだろうか。

当たり前の話ではあるが、国を運営して行くには様々な約束事が必要となってくる。

山城国一揆は、掟法をつくり惣国運営の基本とした。

惣とは、中世の村落共同体のことであり、全体としての農民の組織である。信仰の拠り所として寺社と田畑などの共有財産を持ち、祭祀と山野、用水などの管理を行った。

これには村の指導層が中心となって当たり、対外的には近隣の惣や領主の権力に対応した。

こういう自治的村落を惣村といい、荘園がそのまま惣を形成しているときは、惣荘とも呼ばれていた。

惣とは判りやすくいえば、「みんな」といえるだろう。

山城惣国の運営や活動は国人の会合で議決し、月行事が執行していた。

国人の会議の議題の調整も月行事が行い、惣国の政治は、その下にある惣や惣荘と呼ばれる村々の組織があつて行政を行った。

山城国一揆は、そんなふうにして決められたことを進めて行ったのである。

ほかにも、半済（はんぜい）といって、領主に納める年貢の半分を国一揆に出すことにし（この措置は文明十八年の一年限りであったという）、東西畠山両軍の撤退のための札銭に充てたりもした。

本来、こんなことは幕府の意向を無視して出来るものではなかった。いわゆる国の財政にも目を届かせていたのである。

また、高（多賀）というところで、油売りが殺人を犯したとき、本来は守護が行う検断を国一揆が行っている。検断権とはすなわち警察権ともいうものであった。それ

を国一揆が行使したのである。

山城国一揆が自治の雛型といわれるのは、このあたりに理由があるのであろう。

今から五百年以上も前にこんな次元の高い一揆が行われたのである。

人々はなにを範としてこれらのことを進めて行ったのか、と考えると、先人たちの先見性と叡智に驚きを禁じえない。

## 山城国一揆の範囲

それではここで、もう一度あらためて山城国一揆の場所の範囲を確認しておこう。

山城国一揆の範囲としては、相楽、綴喜、久世と宇治郡の一部である。

つまりは宇治川以南のことだ。

そのころは、宇治川は巨椋池に直接そそいでいた。そのため、その範囲を惣国といってよいだろう。

畠山政長や畠山義就は守護勢力であるので、両軍がこの地から去状を出したということは、国一揆が公認されたということで、いいかえれば、この地、つまり相楽、綴喜、久世の三郡を自分たち国一揆で運営した。

守護を排し、八年の間、国持体制を護って行ったのである。

## 下剋上の至りなり

山城国一揆は、つい最近まで日本史のなかに登場してこなかった。

一揆というと下剋上ということで、どうしても世に出にくかったこともあるだろう。

興福寺大乘院の門跡である尋尊も、「寺社雑事記」の文明十七年十二月十一日条のなかで、山城国一揆のことを、

「今日、山城国人集会す、上は六十歳、下は十五、六歳と云々、同じく一国中の土民等群集す、今度両陣営の時宜（そのときのものごとの状況）を申し定めんがための故と云々、然るべきか（当然か）、ただしまた下剋上の至り（興福寺の視点）なり、両陣の返事問答の様いかが、いまだ聞かず、」

と、記しているように、つまりは「下剋上の至り云々……」だったのである。

為政者から見れば一揆すなわち下剋上との短絡的な図式でしか、山城国一揆をとらえることができなかったのだろう。

そんな山城国一揆が、ようやく人々の前に五百年近くの時を経て、徐々に徐々に姿を表してくるのである。

その辺りを次号で紹介してみようと思う。

（続く）

（編集部より：作家東義久さんの主な著書を紹介します：「小説山城国一揆」  
「京の走り坊さん」「アイ・ラヴ・フレンズ」「春咲き川」など多数）

シリーズ 京都市政の今を考える ③

自治体労働者として京都市の保育水準の向上をめざして

塚本 真弓(京都市職員労働組合常任執行委員)

国の進める「構造改革」の名のもと、公立保育所の民営化や職員の非正規化、認定こども園など「安上がりの保育」が展開され、公的保育制度そのものが解体されようとしています。

一方政府は、10年以上にわたって少子化対策をおこなってきましたが、形ばかりの対策となっており、2005年の合計特殊出生率は、最低を更新し1.25に落ち込みました。日本は、まさに「世界の少子高齢化」の国となりました。

ニュースでは連日のように、虐待や凶悪な犯罪の報道、いじめによる自殺などの報道がされ、胸が詰まる思いです。私たち保育労働者は、どの子ども愛され大切にされ幸せに生きることのできる社会を作りたいと思っています。そのためにも、子育て環境の整備、保護者の労働条件の改善、子育て支援家庭への支援、地域のネットワーク作りが必要です。

今年の4月、次世代育成支援対策推進法が完全施行になり、自治体のニーズを踏まえた子育て支援の地域ネットワークの構築や男女ともに仕事と家庭生活の両立できる子育て支援策としての行動計画が、行政や企業にも義務付けられました。

京都市においても、京都市児童育成計画「新・『京(みやこ)・子どもいきいきプラン』」が策定されました。

労働組合では以前から「保護者の就労保障と子どもの発達の権利保障の見地から制度を考えよう」と、制度を広げながら体制を整備することも重視してきました。京都市では、戦後すぐに産休明け保育や乳児保育を全国に先駆けて実践してきました。京都市の保育水準を引き上げる要求運動を進め、民間労働者(福祉保育労働組合)と一緒にすべての保育所で子どもたちが、よりよい条件で保育が受けられるような公的保育制度充実に向けた、共同の運動を繰り広げてきました。

今後の課題として、地域の育児力低下の問題、父母の労働実態、国の子育て政策などにも視野を広げ、子育てコーディネーターとしての「地域に根ざした保育所づくり」の必要性を感じています。

保育所は安心して安全な場所であり、子育てのプロがいて、入所している子どもたちを通じて発達の見通しが持て、保育士の子どもへの接し方を目の当りにでき、たくさんのノウハウが学べる場所です。この財産を地域に提供し、子育ての輪を広げてい

くことも公立保育所の役割です。子どもを真ん中に人と人をつなげ、地域をつなげる場にできればと考えています。

また、子どものおかれている実態に即した保育政策を京都市に提案していくためにも、自治体労働者としての自覚にもとずき保育の専門家としての労働の質を向上させることも、労働組合の活動の重点としていきたいと考えています。

#### 京都府政の今を考える ④

### 山城地域の高校再編で何が起きているのか！？

#### ～高校入試と中学校にみる～

角野 圭一(京都府職労教育支部執行委員)

85年4月に、「高校三原則」の高校制度から「類・類型制度」「通学圏」を軸とする「新しい高校教育制度」がスタートしました。

03年から「府立高校改革推進計画」で、「特色ある学校」「新しい専門学科」「総合学科」「中高一貫」等がすすめられ、04年には、山城の南北通学圏が統合されました。

先の「高校改革」は民主府政から自民党府政への転換によるものであったのに対し、今回は、自由化・多様化などという国の「教育改革」の流れに沿うものであり、「選択拡大により自由に高校を選ぶことができる入試制度」への改変と「特色化による高校再編(高校減らし)」がその特徴となっています。

統合された山城通学圏では、単位制も含め圏内の12校が「志願可能」となり、受験機会の複数化(三段階選抜)、単独選抜(第1順位から第3順位+どこでも)、I・II類一括募集へと大きく変化しました。

33中学校から12校に進学することで、地元高校はなくなり、通学距離・時間が拡大し費用負担が増大しています。また、三段階選抜や単独選抜で大量の不合格者が生じるなど、この3年間をみると、倍率で1.49倍の学校から0.79倍の学校があり、不合格者数は0～117人と学校により大きな差がでました。

中学校では、04年、「希望する高校を選べるシステム」導入で、どの高校にも行けるという錯覚を生み、3つも学校を書けばどこかに受かるのではという誤解が大量不合格者を生みました。05年は、地元校への進学が激減したと言われ、行きたい学校より入れる学校、倍率を読む博打的な高校選びといわれる事態が生み出されました。

そして今年の入試に際しては、普通の高校・地元校へ行きたいが塾情報に頼って合格可能な高校を選択する子や、あきらめ感から意欲をなくす子も生まれ、勉強する子と内申が落ちないようにただおとなしくする子の二極化が進んだといわれています。

高校再編と特色化で、12校が10校となり、府下全域から受けられる専門学科も増え

て、ますますどのように学校を選べばよいのか分からない状況になっていきます。

高校受験を迎える中学生は制度が良いとか悪いとか言うこともできず、ただ、与えられた入試制度を受け入れるしかない状況です。

教育基本法改悪の先取りではなく、高校が子どもたちにとって夢のあるものにするためにも、制度に関する彼らの思いや声を聞き、願いを実現できるように知恵と力の結集がますます必要となってきました。

## 京丹後市を調査して ①

増田 知也(同志社大学)

同志社大学大学院総合政策科学研究科の増田です。研究科の講義の一環で、調査チームの一員として京丹後市の合併を調査しています。8月に中間報告を提出し、最終報告は今年度末に作成する予定です。今回は、地域振興協議会の概要について報告します。

2004年4月1日、久美浜町・峰山町・大宮町・網野町・弥栄町・丹後町の6町が合併し、京丹後市が誕生しました。京丹後市の合併で特徴的なのは、地域振興協議会という、自治体内分権の仕組みを備えていることです。

地域振興協議会は、合併特例法や地方自治法に基かない条例設置の組織で、旧6町ごとに設置されています。委員は各地域18名（男女各9名、3名は教育分野から）で、任期は2年です。公募はなく、各種団体の役員などが市長の委嘱により選ばれています。2004年10月13日に第一回協議会が開かれ、任期切れとなる2006年9月までに、各地域15回程度の会議が行われました。会議の資料と会議録については、ウェブ ([http://www.city.kyotango.kyoto.jp/shiminsankaku/singikai/kekka/chiikishinko/chiikishinko\\_kekka.html](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/shiminsankaku/singikai/kekka/chiikishinko/chiikishinko_kekka.html)) で公開されています。

地域振興協議会で評価できる点は、継続的に地域の特性に応じた地域振興策を議論する場ができたことです。合併しても、それで一つの地域ができるわけではありません。それぞれの地域の特性は、合併後も残ります。設置期限のある合併特例区などではなく、継続的に議論のできる組織としたことは重要です。

しかし、地域振興協議会には、提言を活かすための道筋がないという問題点があります。京丹後市は旧町の各支所に、市民局という部署を置いています。しかし、市民局には地域振興のための独自の事業を行う権限や予算がありません。地域振興のための事業は、本庁機能である農林水産部や商工観光部が行うことになっています。実際、京丹後市職員へのヒアリングや、地域振興協議会委員に対して行ったアンケートでも、提言の実現性を憂慮する声がみられました。提言がどのようにして地域振興に活かされるか、今後の動きを注目していく必要があります。次回は地域振興協議会の提言内容について報告する予定です。

## 京都の経済を考える ④

### 京都における中小企業金融の現状と問題点

京都経済研究会事務局 大貝 健二(京都大学大学院)

第5回目となる経済研究会は、10月18日(水)に行われました。今回は、京商連池田靖氏より、「京都における中小企業金融の現状と問題点」という表題で報告して頂きました。

同報告の内容は、①「たけうち」倒産の影響、②京都の中小企業金融の現状と問題点、③政府がめざす信用補完制度のあり方、の3点に要約されます。

まず、①「たけうち」倒産の影響に関してですが、「たけうち」グループは、昨年1年間の連結売上高は525億円に上り、概算で国内の和装関連市場の約1割を占めていたということ、そして「たけうち」倒産の影響は、これから本格的にでてくることが必至であるということが報告されました。

②京都の中小企業金融の現状と問題点に関しては、金融機関の貸付状況が、平成17年度に漸く回復基調に転じたこと、京都府内の金融機関の貸付状況は、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫ではプラスで推移しているのに対し、北都信金は、マイナス基調で推移しているなど、金融機関によって異なる点があげられました。

また、京都府の制度融資の推移に関して、「中小企業あんしん借換融資」が、中小企業の経営改善に役立つなどの成果があった反面、平成16年から京都府・市での制度融資の受付を停止し、金融機関に窓口を限定したことにより、制度融資の利用実態が把握できなくなっている等の問題点が指摘されました。

また、③政府がめざす信用補完制度のあり方に関しては、保証料率の段階化、ノンバンクを信用補完制度に追加するなど、政策方向の中に、市場原理主義的な「経済合理性」が一層強く押し出されてきている情勢にあることが説明されました。

以上の報告を受けた後の議論では、特に近年の制度融資改革のなかで生じている問題点に焦点が当てられました。

まず、制度融資の縮小が進む背景として、今まで公的部門が担っていた制度融資分野は、グローバルな規模で熾烈な生き残り競争を繰り広げている金融機関にとっては、何とかして解体・参入したい分野であること、メガバンク等が公的部門に代わって、市場化テストと同じ発想で中小企業金融に参入しようとしていることがあると指摘されました。

また、ノンバンクを信用補完制度の一主体に追加したことに関しては、「これまで中小企業者は、金融機関から融資を受けるための信用力を高めるために、ノンバンクには手を出さないうようにしてきたが、大手金融機関がノンバンクと提携して高金利商品を作り、それを勧めてくる現状に危機感を覚えている」といった意見も出されました。

地方自治の確立めざして

## 「道州制問題を考える」連続講座

安倍内閣は、小泉「構造改革」以上に、「この国のかたちを変える」施策をいっそう加速させています。教育基本法・憲法改悪とともに、「道州制の本格的な導入」をうちだし、担当大臣も任命し、「道州制ビジョン策定懇談会」を発足させようとしています。

道州制は、「三位一体改革」、市町村合併とともに、この国の地方自治のあり方を根本から変えるものであり、地方自治は戦後最大の危機に直面しています。

道州制のもつ狙いや背景を学ぶとともに、道州制のもつ問題点、地方自治のあり方を学習するため、「道州制問題を考える」連続講座を開催します。

どなたも参加できます。みなさんの参加を呼びかけます。

| 日 時                             | 場 所                      | テーマ及び講師  |
|---------------------------------|--------------------------|--|
| 12月7日<br>(木)<br>午後6:30~<br>8:30 | ハートピア<br>(視聴覚教室)         | 「道州制をめぐる今日的な状況について」<br>講師：内野 憲 (京都自治体問題研究所・常務理事、府職労副委員長) |
| 1月18日<br>(木)<br>午後6:30~<br>8:30 | ハートピア<br>(視聴覚教室)         | 「道州制、その問題点を検証する」(その①)<br>講師：大田直史 (京都府立大学教授)              |
| 2月15日<br>(木)<br>午後6:30~<br>8:30 | ハートピア<br>(視聴覚教室)<br>(予定) | 「道州制、その問題点を検証する」(その②)<br>講師：大田直史 (京都府立大学教授)              |

■受講料：200円 (各講座とも、資料代として)

■内容：講師よりの「80分程度の問題提起」と「30分程度の質疑応答」

■07年5月連休明けに、京都自治体問題研究所30周年記念事業として、韓国視察旅行「韓国の地方自治制度・公共交通政策を現地で学ぶ(仮称)」が計画されています。この企画を、課外講座として位置づけます。

■後期の予定

| 日 時  | 場 所           | テーマ                   |
|------|---------------|-----------------------|
| 6月下旬 | ハートピア<br>(予定) | 広域自治体を考える。市町村・住民の現場から |
| 8月下旬 | ハートピア<br>(予定) | 広域自治体論を考える。府県の現場から    |

京都自治体問題研究所・京都自治労連・府職労

(連絡先：京都自治体問題研究所 TEL・FAX 075-241-0781)  
メール kjitiken@jt2.so-net.ne.jp